

令和5年度  
堺市電気自動車等導入支援事業補助金  
申請の手引き

令和5年6月

■ 問合せ先 ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

## 申請書作成にあたって

- ① 申請処理の記入に際し、消えるボールペンは使用しないでください。
- ② 申請様式へ押印しないでください（記名で可）。申請書類のデータファイルにパソコン等で文字入力し、印刷した用紙をご提出ください。パソコン等による文字入力等が困難な方は、申請者欄に申請者が自署してください。
- ③ 訂正方法について、記名の場合、修正液による訂正や二重線による訂正はできませんので、新しい申請様式へ作成し直してください。自署している場合は、二重線で消して訂正し、その上にフルネームで自署してください。
- ④ 申請書印刷の際は、全て片面 A4 コピーをお願いします。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。

## I 事業の概要

### 1. 事業の目的

環境性能に特に優れた自動車（ゼロエミッション車）を導入した場合及び電気自動車等の充電設備を導入した場合において、導入に要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

### 2. 事業内容

#### (1) 補助金名

令和5年度 堺市電気自動車等導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

#### (2) 事業予算額

2,960万円

（堺市スマートハウス化支援事業補助金・堺市ZEH支援事業補助金を含めた事業予算額）

#### (3) 補助対象機器及び今年度の補助対象期間

##### ① 補助対象機器等

補助対象機器等は、表1に掲げるとおりです。

ただし、中古車、新古車、リース品（V2Hのみ）は、交付対象となりません。

表1 補助対象機器等

補助対象機器等	要件
電気自動車 燃料電池自動車	次の要件を全て満たすものであること。 1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金のうち、原動機付自転車及び二輪自動車以外のものであること。（プラグインハイブリッド自動車は電気自動車に含まれない。） 2 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること（堺ナンバーであること。）。

(P1 のつづき)	<p>3 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。</p> <p>4 新車として導入するもので、自動車検査証の初度登録年月が前年度の2月から当該年度の1月までの間であること（中古輸入車の初度登録を除くものとする。）。この場合において、リース契約等によるときは、次の要件についても全て満たしていること。</p> <p>(1) リース契約等の期間が4年以上であること。</p> <p>(2) リース料金（税抜き額）等から補助金相当分が還元されること。</p>
V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象であること。</p> <p>2 市内における戸建て住宅、集合住宅の共用部分、地域会館（本市の補助金を受けて小学校区に整備された自治会活動の拠点施設をいう。以下同じ。）又は集会所（主として地域住民の集会に供せられる施設をいう。以下同じ。）に導入するものであること。</p> <p>3 導入に係る支払の領収日又は導入した住宅の引渡日が前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間であること。</p> <p>4 未使用品であり、かつ、リース品でないこと。</p>
充電設備 （既設の集合住宅への導入に限る。）	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）のうち、マンション等への充電設備設置事業としての補助金の対象であること。</p> <p>2 市内における新築を除く集合住宅に属する駐車場への導入であること。</p> <p>3 導入に係る支払の領収日が当該年度の4月1日から1月31日までの間であること。</p> <p>4 リース契約による場合は、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>1) リース契約等の期間が5年以上であること。</p> <p>2) リース料金等から補助金相当額が還元されること。</p>

② 令和5年度補助対象期間

- 1) 電気自動車又は燃料電池自動車：自動車検査証の初度登録年月が次の期間内であること。

**令和5年2月から令和6年1月まで**

- 2) V2Hシステム：機器等に係る領収証等に記載された領収日又は導入した住宅の引渡日が次の期間内であること。

**令和5年2月1日から令和6年1月末日まで**

- 3) 充電設備：機器等に係る領収証等に記載された領収日が次の期間内であること。

**令和5年4月1日から令和6年1月末日まで**

(4) 補助対象者及び補助対象機器の導入要件

補助対象者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 補助対象機器の種類による補助対象者の要件

表 2 補助対象機器の種類による補助対象者の要件

補助対象機器等の種類	補助対象者の要件												
電気自動車	<p>電気自動車を導入し自動車検査証の記載が次の全ての要件を満たす個人。</p> <p>(1) 自動車検査証に記載の使用者の住所が市内であること。</p> <p>(2) 自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。</p> <p>ただし、次の表の左欄に掲げる場合については、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="517 477 1386 857"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 477 903 584">自動車検査証 導入の区分</th> <th data-bbox="903 477 1150 584">所有者の氏名又は 名称</th> <th data-bbox="1150 477 1386 584">使用者の氏名 又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 584 903 703">所有権留保付ローンによる購入の場合</td> <td data-bbox="903 584 1150 703">自動車販売会社又はローン会社等</td> <td data-bbox="1150 584 1386 703">導入者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 703 903 857">リース契約等の場合 (共同申請)</td> <td data-bbox="903 703 1150 857">リース事業者等 (共同申請事業者)</td> <td data-bbox="1150 703 1386 857">導入者(リース契約等による提供先)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名又は 名称	使用者の氏名 又は名称	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社又はローン会社等	導入者	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請事業者)	導入者(リース契約等による提供先)			
自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名又は 名称	使用者の氏名 又は名称											
所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社又はローン会社等	導入者											
リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請事業者)	導入者(リース契約等による提供先)											
燃料電池自動車	<p>個人の申請の場合</p> <p>燃料電池自動車を導入し、自動車検査証の記載が電気自動車と同じ要件を満たす個人。</p> <p>個人以外の申請の場合</p> <p>1 燃料電池自動車を導入する市内事業者(市内に事務所・事業所等を有する事業者をいい、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに国又は地方公共団体が出資する法人を除く。以下同じ。)又は共同申請事業者となるリース事業者等。原則として、自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。</p> <p>ただし、次の表の左欄に掲げる場合については、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="517 1420 1417 1951"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 1420 903 1527">自動車検査証 導入の区分</th> <th data-bbox="903 1420 1150 1527">所有者の氏名又は 名称</th> <th data-bbox="1150 1420 1417 1527">使用者の氏名 又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 1527 903 1646">所有権留保付ローンによる購入の場合</td> <td data-bbox="903 1527 1150 1646">自動車販売会社又はローン会社等</td> <td data-bbox="1150 1527 1417 1646">導入者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1646 903 1800">リース契約等の場合 (共同申請)</td> <td data-bbox="903 1646 1150 1800">リース事業者等 (共同申請事業者)</td> <td data-bbox="1150 1646 1417 1800">導入者(リース契約等による提供先)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1800 903 1951">役員又は従業員等が管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合</td> <td data-bbox="903 1800 1150 1951">導入者</td> <td data-bbox="1150 1800 1417 1951">法人の役員又は従業員等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車を販売する業を営む市内事業者(共同申請者とならないリース事業者等を含む。)は、補助金の交付の申請をすることができない。</p>	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名又は 名称	使用者の氏名 又は名称	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社又はローン会社等	導入者	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請事業者)	導入者(リース契約等による提供先)	役員又は従業員等が管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	導入者	法人の役員又は従業員等
自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名又は 名称	使用者の氏名 又は名称											
所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社又はローン会社等	導入者											
リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等 (共同申請事業者)	導入者(リース契約等による提供先)											
役員又は従業員等が管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	導入者	法人の役員又は従業員等											

V 2 H 充放電設備	次のいずれかの者 (1) 市内における戸建て住宅の居住者 (2) 市内における賃貸集合住宅の所有者 (3) 市内における分譲集合住宅の管理組合 (4) 前(2)、(3)号に規定する集合住宅に係る導入場所の管理・使用の権限等を有する者 (5) 市内における地域会館又は集会所(主として地域住民の集會に供せられる施設をいう。以下同じ。)に係る自治会等
充電設備 (既設の集合住宅への導入に限る。)	次のいずれかの者 (1) 市内における賃貸集合住宅の所有者 (2) 市内における分譲集合住宅の管理組合 (3) 前(1)、(2)号に規定する集合住宅に係る導入場所の管理・使用の権限を有する者 (4) 前(1)、(2)、(3)号に規定する者から許諾を受け、充電設備を導入し、所有するリース事業者等

② 本市の市税を滞納していないこと。

③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

④ 同じ導入場所(電気自動車・燃料電池自動車にあっては自動車検査証の使用の本拠の位置。)への同じ種類の補助対象機器等の導入に係る補助金は申請をすることはできない。ただし、集合住宅の各戸へのV 2 Hシステム又は充電設備の導入が一の補助事業と認められる場合は、当該申請をすることができる。

(5) 補助対象経費と補助金額

表 3 補助対象経費と補助金額

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
電気自動車	車両に係る経費	一律 5 万円
燃料電池自動車	車両に係る経費	一律 20 万円
V 2 H 充放電設備	設備に係る経費 ※設備本体のみ。工事費その他の費用は補助対象外。	一律 4 万円
充電設備 (既設の集合住宅への導入に限る。)	設備に係る経費 (ただし、10万円以上(2基以上の導入の場合はその合計額とする。)の場合に限る。) ※設備本体のみ。工事費その他の費用は補助対象外。	20万円又は設備に係る合計額の2分の1の低い方の額。ただし、国等の補助金を除いた額の2分の1とする。

備考 1 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 なお、次のいずれかに該当するものは、補助対象経費から除くものとする。

- ・事務経費
- ・消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額
- ・値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。

#### 4. 事業スケジュール

- (1) 交付申請受付期間 令和5年6月23日（金）～ 令和6年2月15日（木）必着
- (2) 補助金交付請求書提出期限 令和6年4月5日（金）必着

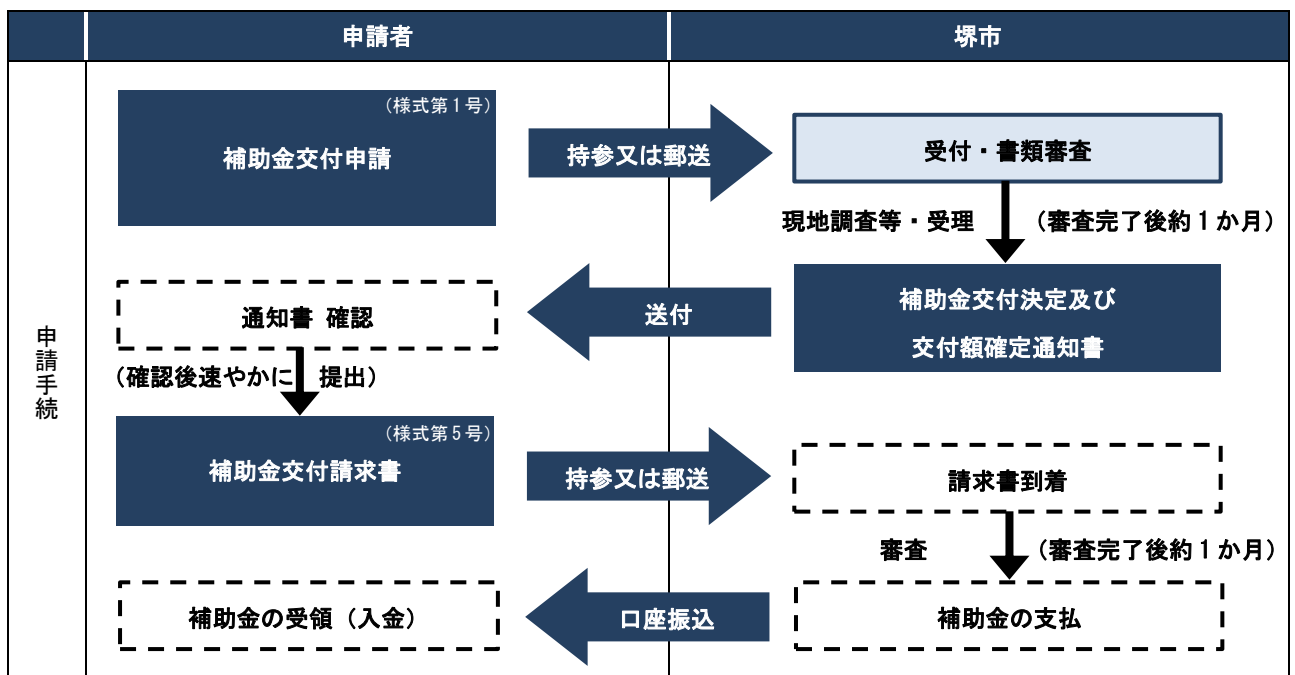
図1 事業スケジュール

	令和5年												令和6年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
補助対象機器等の領収日等	●												●			
既設の集合住宅に導入した充電設備の領収日			●										●			
交付申請受付期間																
請求書提出期限																

※ 申請は先着順で受付し、堺市スマートハウス化支援事業補助金、堺市電気自動車等導入支援事業補助金、堺市 ZEH 支援事業補助金と合わせて、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

#### 5. 申請手続き等の流れ

図2 申請手続き等の流れ



## 6. その他

- (1) 本補助金の交付を受けた方及び使用者は以下の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
  - ・電気自動車及び燃料電池自動車：初度登録年月の翌月から起算して4年
  - ・V2H充放電設備：5年
  - ・充電設備：5年
- (2) 補助対象機器等を導入する前に、堺市への相談が可能です。補助要件に適合しない場合は本補助金の交付を受けられませんので、要件の適合の可否や制度の詳細等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問い合わせください。
- (3) 申請書類を受付後、必要に応じて現場確認を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- (4) 導入に当たっては、機器が低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を購入する際には、販売業者や施工業者などによく相談の上、周辺の住居等への影を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- (5) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
- (6) 申請事務の手続を第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。
- (7) 堺市では、市内事業者の育成及び地域経済活性化のため、市内事業者への優先発注等に努めています。本事業に係る機器等導入工事についても、可能な限り市内事業者の利用をお願いします。

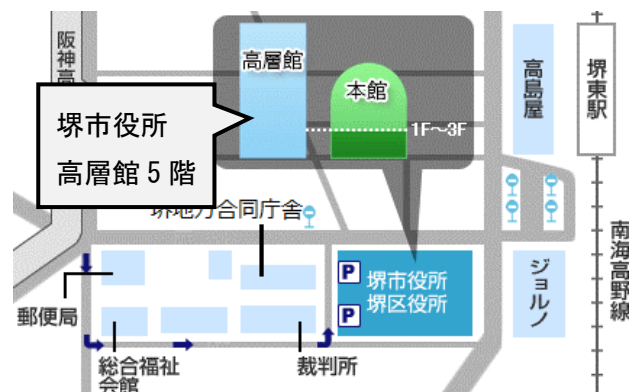
## II 申請方法

### 1. 申請の方法

#### (1) 申請書類の提出先と受付方法

- ① 申請書類の提出先は次のとおりです。

〒590-0078  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部  
環境エネルギー課  
TEL 072-228-7548  
FAX 072-228-7063



- ② 申請の受付は、環境エネルギー課の窓口への持参\*又は書留郵便等の到達日\*が確認できる方法による提出のみといたします。
  - ※ 窓口への持参の場合は、開庁日の9時から17時15分までの間でお越しくください。
  - ※ 正午から12時45分までは昼休憩時間のため、ご来庁をお控えください。
  - ※ 書留郵便等の到達日が堺市役所の休日に当たる場合は、その翌日を提出日とします。

**申請受付期限、請求書提出期限前後に書類郵送する際は特にご注意ください。**

#### (2) 申請受付期間

- ① 申請受付期間は次の期間とします。ただし、申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

**令和5年6月23日(金)～令和5年2月15日(木)必着**

- ② 電気自動車及び燃料電池自動車の申請受付は先着計 120 台の予定です。
- ③ 補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

(4) 手続代行者

申請者は、補助金の交付申請、申請の取下げについて、これらの手続書類の提出を第三者（手続代行者）に代行させることができます（委任状は不要です。）。

※ 第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。

2. 申請様式の入手方法

堺市ホームページから申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

【堺市ホームページ】

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページよりご確認ください。

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html>)



堺市 堺市スマートハウス補助金	検索
-----------------	----

3. 申請書類

補助金の交付申請には、表 4 の書類を補助対象機器等の導入完了後にご提出ください。

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。



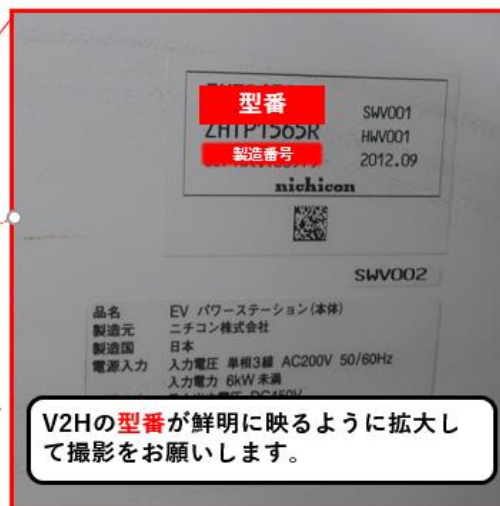
表 4 必要書類

	書 類	具体的事項
共通	堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号 個人申請用）	個人が申請する場合
	堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号 事業者・団体申請用）	燃料電池自動車・V2H充放電設備・充電設備について、事業者・団体が申請する場合
	堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号 リース事業者等申請用）	リース契約等により「個人」又は「事業者・団体」とともに申請する場合
	補助対象事業の内容（様式第2号）	
	補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し	次のいずれかの書類の写し ① 補助対象経費の記載がある領収書 ② 補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる注文書、契約書類等の写し ③ 領収書がない（口座振込など）場合は、領収等証明書（様式あり）等 ※リース契約等の場合は、販売業者に対しての支払が分かる領収書等を提出
	委任状	上記「補助対象経費が分かるもの領収書等の写し」が申請者と他者の連名の場合は提出。様式あり
電気自動車 及び 燃料電池自動車を申請する場合	自動車検査証の写し	電子車検証の場合は、自動車検査証と自動車検査証記録事項の両方の写しを添付してください。
	役員又は従業員等が「自動車保管場所証明書」を取得している場合 (1) 自動車保管場所証明書の写し (2) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 (3) 役員又は従業員等であることが分かるもの	(2) 様式あり  (3) 役員の場合は役員情報届出書（様式第3号）で可
	リース契約等の場合（申請者の書類のほか共同申請者としての必要書類） (1) リース契約書等の写し (2) リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分	※リース契約等の期間が4年以上であることが分かること。

	かるもの) (3) 役員情報届出書 (様式第3号)	(3) 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出
V2H 充放電設備 を申請する場合	保証書又は出荷証明書の写し	次のいずれかの書類の写し ① 保証書は、住所・氏名・購入日 (保証開始日)・型番等が確認できるもの ② 出荷証明書は、出荷日・型番等が確認できるもの
	設備本体の導入が分かるカラー写真	型番 (型式その他) が鮮明に撮影された写真
	自治会等の代表者が申請する場合	① 会則、規約等の写し ② 現在の代表者として選定されたことを証する書類 (議事録等)
	機器が導入された住宅の引渡しを受ける場合	住宅の引渡証明書等の写し
	法人格のないマンション管理組合等が申請する場合	① 管理組合の場合は総会議事録等の写し ※現在の管理組合の代表者として、選定されていることが分かるもの ② 管理組合でない場合は導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 ※集合住宅のオーナーの場合は、そのことが分かる書類。 ※その他の場合は、管理者として選任されたことが分かる書類等
	法人であるマンション管理会社等が申請する場合は次の書類	① 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 ※当該集合住宅に係る管理委託契約書の写し等導入場所に係る管理・使用の権限が分かること。 ② 役員情報届出書 (様式第3号) ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出
充電設備 (既設の集合住宅への導入に限る。)を申請する場合	保証書又は設備本体の導入が分かるカラー写真	次のいずれかの書類の写し ① 保証書等の写し (住所・氏名・購入日≪保証開始日)・型番≪型式その他≫が確認できるもの) ② 設備外観のカラー写真及び型番 (型式その他) が鮮明に撮影されたカラー写真
	国等の補助金の交付を受けている場合	交付決定書の写し
	国等の補助金の交付を受けていない場合	その旨の誓約書 (様式あり)

<p>法人格のないマンション管理組合等が申請する場合</p>	<p>① 管理組合の場合は総会議事録等の写し ※現在の管理組合の代表者として、選定されていることが分かるもの</p> <p>② 管理組合でない場合は導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 ※集合住宅のオーナーの場合は、そのことが分かる書類。 ※その他の場合は、管理者として選任されたことが分かる書類等</p>
<p>法人であるマンション管理会社等が申請する場合は次の書類</p>	<p>① 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 ※当該集合住宅に係る管理委託契約書の写し等導入場所に係る管理・使用の権限が分かること。</p> <p>② 役員情報届出書（様式第3号） ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出</p>
<p>リース契約等の場合（申請者の書類のほか共同申請者としての必要書類）</p>	<p>① リース契約書等の写し</p> <p>② リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分かるもの）</p> <p>③ 役員情報届出書（様式第3号） ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出</p>
<p>リース契約等の場合（申請者の書類のほか共同申請者としての必要書類）</p>	<p>① リース契約書等の写し</p> <p>② リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分かるもの）</p> <p>③ 役員情報届出書（様式第3号） ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出</p>

OV2Hの型番及び製造番号の撮影方法



V2Hの型番が鮮明に映るように拡大して撮影をお願いします。